

福岡県手話言語条例ができました

ろう者が日常生活や社会生活を安心して送れる社会を実現するため、「福岡県手話言語条例」を制定しました。県では手話を言語と位置づけ、きこえない、きこえにくい人が手話を学ぶ機会の確保や相談支援体制の整備に取り組みます。

手話を覚えてみよう!



◀ありがとう

右手の小指側で左手の甲を軽くたたいて、手を上にあげる。



◀福岡

お腹の帯をつかむように左から右に手をスライドさせる。
※博多帯に由来するという説がある

条例のポイント

福岡県手話言語条例

- 乳幼児期から家族とともに手話を学ぶ機会の確保
- 乳幼児期からの切れ目ない相談支援
- 手話通訳者の養成
- 手話への理解促進と意思疎通の支援

条例を手話で表現した動画を公開中!



手話でコミュニケーションする楽しさを学ぼう

手話の初心者を対象とした講座を開催している市町村があります。詳しくはお住いの市町村にお問い合わせください。

問 障がい福祉課 ☎092-643-3264 FAX092-643-3304

小中学生は無料! 公立美術館・博物館に行こう。

子どもたちが気軽に文化・芸術に触れる機会を提供するため、小中学生を対象に県立と市町村立の美術館や博物館など計38カ所の常設展の入場料を無料(*)にします。週末のお出掛け先の一つとして、お気軽にお越しください。

期間 令和6年3月31日まで

対象施設 県立・市町村立の美術館・博物館・科学館・動物園など 計38施設

*企画展は無料の対象外です

これらの施設も対象!

大自然や宇宙を臨場感あふれる超大型映像で楽しめる!

福岡県青少年科学館(久留米市)

いのちのたび博物館(北九州市)



福岡県ゆかりの作家の作品を中心に展示!



大牟田市動物園(大牟田市)



福岡県立美術館(福岡市)

その他の対象施設はこちら



問 文化振興課 ☎092-643-3382 FAX092-643-3347